



議 第 61 号
平成 27 年 8 月 13 日

白岡市長 小 島 卓 様

白岡市議会議長 藤 井 栄 一 郎



白岡市自治基本条例に規定する検証について（回答）

残暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先日御依頼のありました白岡市自治基本条例（平成 23 年白岡町条例第 6 号）につきまして、議会の責務等に係る検証を行ったので、別添のとおり回答いたします。

担当 （中太）

内線 412

検証チェックシート

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
第1章 総則（第1条-第3条）									
	(理念)	3			市民、議会及び行政は、白岡市の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。	議会の理念と一致している。	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	なし。	なし。
第3章 議会（第6条-第7条）									
	(議会の責務)	6	1		議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。	行政視察を通し、各行政の取り組み状況を学び、当市へ政策提言、事業・予算等について要望継続、条例の立案についても研鑽し取り組んでいる。	☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	議会として政策提言及び条例が立案されていない。	政策提言、条例の立案に向けて研鑽していく。
			2		議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。	政策提言など多くの市民要望を行政がしっかり受け止め、取り組んでいるか監視している。議会議員及び議会の責務として厳守している。	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	議会として市民の意思把握及び情報提供が課題。	市民の意思を把握する方法を検討する。
			3		議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。	議会だよりを定例会ごとに発行するとともに平成27年度よりインターネット録画中継を開始する。また、議場コンサートの開催を進めている。	☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	議会として市民の意思把握及び情報提供は不十分である。	議会報告会などの開催に向けて検討を進める。
	(議員の責務)	7	1		議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。	議員個人が、議員の責任において、市民の期待に応えるべく真摯に取り組んでいる。	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	なし。	なし。
			2		議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。	会派、及び議員として政策の提言を首長等に年間を通じて行っている。又、個人チラシの発行、定期的な議会報告会を行っている。	☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	情報提供に努めているが、タイムリーに又量的にも不足している。	課題の推進
第5章 参画及び協働（第15条）									
	(参画及び協働)	15	1		市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。	条文を尊重し推進している。	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	具体化されていない。	具体化に向け検討。

検証チェックシート

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
第6章 地域活動及び地域自治組織（第16条）									
	（地域活動及び地域自治組織）	16	2		議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。		☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☒ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	議会として地域自治組織との連携はない（個人としては密接に関係し、それぞれが動いてはいる）	議会を議員に改正する。 （地域自治組織とは？範囲）
第7章 情報の公開、提供及び共有（第17条）									
	（情報の公開、提供及び共有）	17	1		議会及び行政は、市民に対し説明責任を果たし、市政への参画を促進するため、市政情報を公開するとともに、市民と情報の共有を図るため、市政情報の積極的な提供に努めるものとする。	議会だよりの発行、市議会ホームページにより情報発信実施中。議会改革活性化等検討協議会の設置、実施により議会改革の推進。議会の公開をするべくインターネット中継開始、段階的に録画配信の後にライブ中継へ切り替え。	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	市民ニーズに合った広報活動ができるか。	タイムリーな情報提供。
					議会、行政及び地域自治組織が、前2項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うものとする。	厳守している。	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	なし。	なし。
第8章 次世代（第18条）									
	（次世代）	18	1		市民、議会及び行政は、次世代を担う子どもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。	子どもたちの未来のために環境整備に努めている。	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	なし。	なし。
			2		市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となる子どもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。	条例を尊重している。	☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	成長段階に応じた参画の具体化は難しい。	例えば、高校生を対象にした議会の開催など。